

介護サービス情報の公表制度の主旨

【介護サービス情報の公表の制度とは】

・ 基本的に全ての介護サービス事業所が、利用者の選択に資する情報を自ら公表し、標準化された項目についての情報を第三者が客観的に調査・確認し、定期的に公表される仕組み

※ 事業所の評価、格付け、画一化を目的としない。

※ 情報について、公平に、いつでも、誰でも閲覧可能とするため、インターネットでの情報開示を基本とする。

・ 利用者が介護サービス事業所を比較検討・選択することを支援

・ 事業者の努力が適切に評価され選択されることを支援

・ サービス内容・事業運営状況の透明性の確保・向上（消費者保護の観点）

※情報公表制度は、平成17年6月に改正、公布された介護保険法に基づく制度で、平成18年4月から段階施行されている。



・ 利用者が介護サービス事業所に関する情報を入手し、活用することで、主体的に適切な介護サービス事業所を選択することができる。

・ 利用者の選択が適切に機能することで、介護サービス事業所においてはサービス改善への取組が促進され、サービスの質による競争が機能することにより、介護サービス全体の質の向上が期待される。